

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は 以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

2022年4月作成

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。
三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。
何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

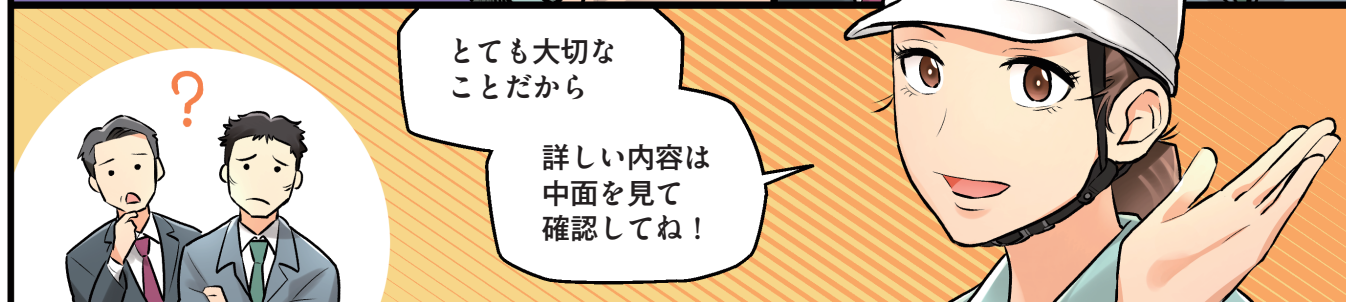
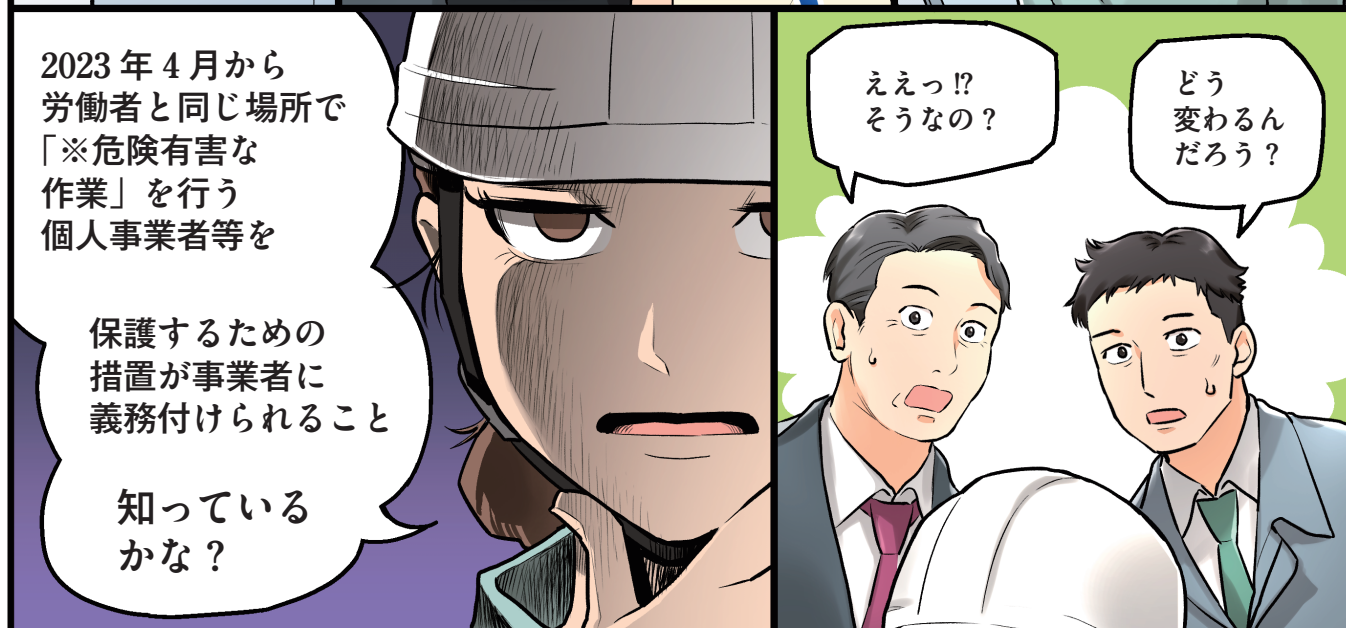
- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。
また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。
労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

2023年4月より

労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！



※労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。

- ・労働安全衛生規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

省令改正の主な内容

1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第592条の3第2項等）

③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

措置が広がるんだな。
しっかり対応しよう。



① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

② 退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

③ 有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

省令改正後の注意点

Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

A 事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

元 請 事 業 者

請 負 人 (一 次 下 請)

措置義務

措置義務

措置義務

労 働 者

請 負 人 (二 次 下 請)

一 人 親 方

措置義務

措置義務

措置義務

労 働 者

請 負 人 (三 次 下 請)

一 人 親 方

※赤色の部分が
新たに生じる措置義務

Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか？

A 事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

事業者
↓
作業の全部
↓
請負人

作業の全部を
請け負わせる場合は
対象外

Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか？

A 労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければならない。

Q 周知にはどのような方法がありますか？

A 周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

内容が複雑な場合は
口頭じゃないほうが
いいですね！



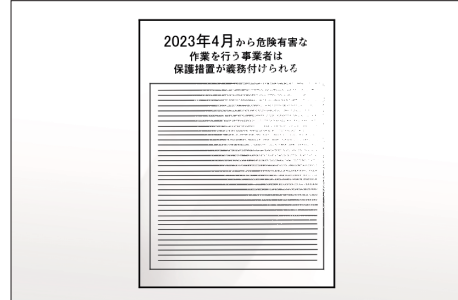
① 掲示



③ 磁気テープ、磁気ディスク等に記録

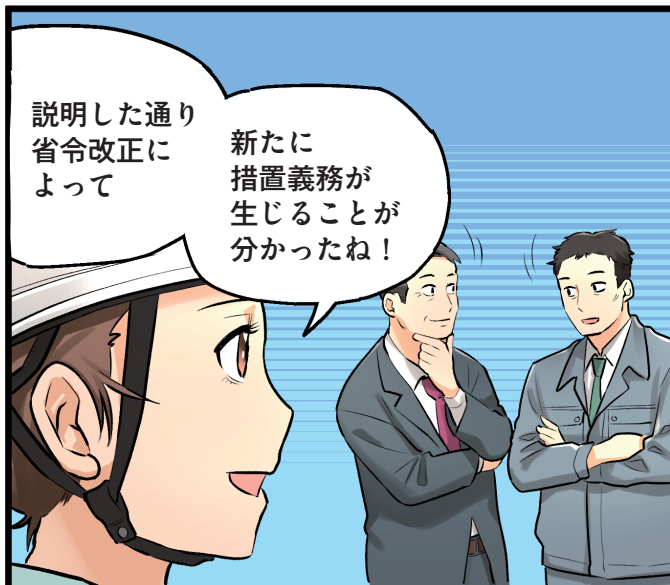


② 書面の交付（請負契約時に書面で示すことも含む）



④ 口頭で伝える





ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2 に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等※¹は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等※²が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうか判断されます。「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることにご留意ください。

※¹ 個人事業者等：事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員

※² 注文者等：個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

ガイドライン全文はこちら

[個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。



個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。個人事業者等が健康を適切に管理するためには、注文者等が必要な措置を講じること重要です。

また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましいです。

③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。

健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

- 長時間の就業による健康障害の防止
 - ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

主なQ&A

Q1. 自律して働く個人事業者等の健康管理について、国がガイドラインを示してその確保を図ろうとするのはなぜですか？

労働者と同じ場所で就業する方や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う方については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきです。

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。個人事業者等は、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本ですが、同時に、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要です。

厚生労働省ではガイドラインにより、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促してまいります。

なお、本ガイドラインは、個人事業者等及び注文者等が行うべき基本的な事項を示したものです。本ガイドラインを参考に、個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等によって、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別のガイドラインが策定されている場合には、そちらも参照ください。

Q2. ガイドラインでは、労働者に適用される時間外労働の上限規制を参考に個人事業者等は自らの就業時間を調整することが望ましい旨や、注文者等は個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように配慮することが示されていますが、これを超えて就業した場合、注文者等や個人事業者等自身に何か罰則はありますか？

ガイドラインは、個人事業者等の就業時間について制限を設けるものではなく、罰則はありません。

長時間の就業は脳血管疾患や虚血性心疾患の発症リスクを高めるとされていることから、ガイドラインでは、個人事業者等や個人事業者等に仕事を注文する注文者等の自主的な取組として、個人事業者等に対しては、一般の労働者に適用される時間外労働時間の上限規制を参考に、就業時間を調整することが望ましいことを促すとともに、注文者等に対しては、個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように配慮することを促しています。

Q3. 個人事業者等の健康は、自らが管理することが基本だと思いますが、個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用については一定の場合には注文者がその費用を負担することが望ましいとされているのはなぜですか？

一般的な健康管理は、個人事業者等自身で行うことが基本ですが、個人事業者等の健康管理状況についてみると、市町村で実施している健康診査も含めた健康診断を受けていない者の割合が約35%にのびます。

個人事業者等が心身ともに健康な状態で就業するためには、定期的に健康診断を受けて、一人ひとりが自らの心身の健康に配慮しながら事業を行うことが重要であり、また、個人事業者等が健康に就業することは、個人事業者等と継続的に業務を行う注文者にとっても、事業継続の観点からも望ましいことから、一定の場合に個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに費用を注文者が負担することが望ましい旨をお示ししたものです。

詳しくは、Q Aをご参照ください。

個人事業者等の安全衛生対策について | 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))



国による支援窓口や関連情報

産業保健総合支援センター

都道府県毎に設置され、産業保健に関するさまざまな支援を行っています。



地域産業保健センター

おおむね労働基準監督署毎に設置され、健康相談等を行っています。



こころの耳

厚生労働省で運営している働く人のメンタルヘルス対策のポータルサイトです。



マルチジョブ健康管理ツール

就業時間、睡眠時間を含めた日々の健康情報を管理するツールとして、厚生労働省がインターネット上で無料配布しているツールです。ストレスチェック機能もあります。



iOS用



Android用

疲労蓄積度セルフチェック

「こころの耳」に掲載している疲労の度合いを確認するためのツールです。



ストレスセルフチェック

「こころの耳」に掲載している自身のストレスの状況を把握できるツールです。



職場における腰痛予防指針

長時間の座り作業や運転に従事する方向けの腰痛を防止するための指針です。



情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン

パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業に従事するときの参考となる指針です。



自宅等でテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

適切な作業環境の確保に当たって参考となるチェックリストです。



ケミガイド～職場の化学物質管理の道しるべ～

職場での化学物質管理に役立つ情報を掲載しています。

